

# 介護関係労働者から雇用の打切りなどの相談が増加！ 介護事業者の法令順守意識が低下

## 2019年1月度の相談状況

### 1. 労働相談の概況

#### 1) 相談者数・件数について

「資料1. 2019年1月 雇用形態別別 相談者数 月別集計」より

2019年1月の相談者数は71人で前月(70人)と、ほぼ同数、前年同月(56人)より増加しています。

相談項目数については、96件、一人あたり1.35件となっており、前月(98件)と、ほぼ同数、前年同月(92件)より微増しています。

#### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2019年1月 雇用形態別別 相談者数 月別集計」より

男性40人(56.3%)、女性31人(43.7%)と男性が女性より多く、雇用形態別では、正社員40人(56.3%)、正社員以外30人(42.3%)、分類不能1人(1.4%)となっています。

正社員以外では、パートが12人(16.9%)、契約10人(14.0%)、アルバイト4人(5.6%)、派遣4人(5.6%)です。

今回の相談者数は正規労働者が非正規労働者を上回り、男性労働者の相談数は女性労働者の相談数を上回っています。

#### 3) 業種別相談者数について

「資料2. 2019年1月 業種別 相談者数 月別集計」より

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は、「医療・福祉」24人(33.8%)、「小売業・飲食店」16人(22.5%)、「その他サービス業」7人(9.9%)、「ビル管理・警備業」5人(7.0%)、「陸運・倉庫業」4人(5.6%)、「製造業」4人(5.6%)と続いています。

今月も医療・福祉関係の労働者からの相談が増えていて、とりわけ介護関係の労働者の相談が多いのが特徴です。

#### 4) 相談項目(内容)について

「資料3. 2019年1月 相談件数(業種別)より」

相談項目別相談件数では全体で 96 件です。

「労働契約関係」22 件 (22.9%)、「賃金関係」16 件 (16.7%)、「雇用関係」15 件 (15.6%)、「労働時間関係」14 件 (14.6%)、「退職関係」7 件 (7.3%)、「保険・税関係」7 件 (7.3%)、「差別等」5 件 (5.2%) と続いています。

就業規則、雇用契約に関する相談が増えたこと、ここ数年、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少していましたが、介護関係の職場で、雇用問題が増えたのが特徴です。未払い残業代、年次有給休暇（年休）に関する相談も相変わらず多い実態があります。

## 5) 違法率について

### 「資料 4. 2019 年 1 月 違法件数（業種別）より」

相談項目数のうち、違法件数 40 件、違反率は 41.7%で、前月 (53.1%) より減少していますが、昨年に続いて、違反件数は相談件数の 4 割以上と高止まり状態です。

一方的に解雇された、雇い止めされた、残業代が支払われない、年休が取得出来ない、就業規則が周知されていない、雇用契約書を交付しない、契約の内容が不備、雇用契約の内容を順守しない労働条件の一方的な不利益変更などの違法行為が増えています。

「労働契約関係」12 件、「賃金関係」10 件、「雇用関係」8 件、「労働時間関係」3 件、「差別」2 件と続きます。

## 2. 1 月の雇用情勢

いま、デイサービスに重点をおく介護施設が増えていますが、深刻な人出不足に加えて、2015 年度の介護報酬のマイナス改定や同業他社との競争が激化している状況があり、利用者が集まらず赤字経営を続けて倒産する企業も出てきています。

こうした背景により、介護関係で働く労働者から労働条件に係る問題、パワハラ問題の相談が多く、最近では雇用問題に関する相談も増えています。

介護施設の運営が赤字となり、事業所を他の会社に譲渡する場合、このときに、そこに働く労働者が、従前と同じ労働条件と勤務内容で譲受会社に全員が移行する場合は、問題は発生しませんが、譲受会社で労働者を選別し、受け入れられないとなれば、解雇問題が出てくる可能性があります。

豊平区に所在しているデイサービスの事業所で、経営悪化を理由にして、他の会社に譲渡してきましたが、このときに、労働組合の組合員である 3 名を譲受会社では、労働組合活動を嫌悪して、3 名を受け入れ出来ないとなり、譲渡会社では、3 名の雇用継続が難しいとして、3 名を整理解雇してきました。

整理解雇するには、①企業存続のための必要性②解雇以外の方法に努力③労働者に十分な説明と理解④整理基準や人選が合理的の 4 要件が必要ですが、今

回のケースは、いきなりの解雇であり、譲渡会社の不当解雇は明らかです。

労働組合を嫌悪して、組合員を受け入れしない譲受会社は、労働組合法第 7 条違反（不当労働行為・不利益取扱い）となります。

現在、解雇された 3 名の組合員は、譲渡会社と譲受会社を相手にして解雇撤回、雇用保障へ労働委員会に救済の手続きをとっています。

福祉の理念のもとに、労働者の権利を保障し、利用者のサービスの充実をはかっている企業もありますが、一方では、残業代を支払わない、一方的に解雇、雇い止めするなど、悪質な企業も増えています。

介護現場を指導する行政の責任も重いものがあります。

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、介護サービス事業者には、高い法令順守の意識をもって適正なる事業運営を確保すると共に、サービスの向上に努めることが求められます。

以上

#### 【項目別参考資料】

資料 1. 「2019 年 1 月 雇用形態別別 相談者数 月別集計

資料 2. 「2019 年 1 月 業種別 相談者数 月別集計

資料 3. 「2019 年 1 月 相談件数（業種別）

資料 4. 「2019 年 1 月 違反相談件数（業種別）